原判決を破棄する。

被告人A、同Bをそれぞれ罰金五、〇〇〇円に、被告人C、同Dをそれ ぞれ罰金三、〇〇〇円に処する。 右の罰金を完納することができないときは、金一、〇〇〇円を一日に換

算した期間その被告人を労役場に留置する。

各被告人に対し、公職選挙法二五二条一項の規定を適用しない。

原審および当審(差戻前の控訴審を含む。)における訴訟費用のうち、 原審証人E、同F、同G、同H、同I、同Jに支給した分は被告人A、同Bの連帯 負担とし、その余のうち原審および差戻前の当審証人Kに支給した分を除いたもの は被告人四名の連帯負担とする。

(控訴の趣意)

被告人らの弁護人島田正雄、同青柳孝雄、同秋山昭一、同鶴見裕策が連名で提出 した控訴趣意書および右各弁護人が差戻後に提出した控訴趣意補充書に記載されて いるとおりであるから、これを引用する。

(当裁判所の判断)

控訴趣意第七点のうち公訴棄却の主張について。

論旨は、本件公訴の提起はL党に対する政治的弾圧のみを狙つたもので憲法一四 条に違反するから、本件公訴は棄却されるべきものである、というのである。

に達及するから、本件公訴は楽却されるべきものである、というのである。 しかしながら、一件記録および証拠物を検討すれば、本件における捜査の端緒 は、捜査機関がことさら被告人らに目をつけて探知したことによるものではなく、 被告人らが選挙人方を訪問した際、たまたまM会員により被告人らの行動が捜査官 憲に通報されたことによるものであることが認められるし、また、本件公訴を提起 するについては、これを証明するに足りるだけの証拠が収集されていたことが認め られるのであつて、その他諸般の情況からみても、被告人らが共産党員または同調 者であるところから、検察官がことさらにL党の組織に損害を与えその政治活動を 権力をもつて弾圧する意図のもとに公訴権を乱用して本件公訴を提起するに至つた ものとは認められない。したがつて、本件公訴提起が法の下の平等を規定した憲法 一四条に違反して無効なものであるという論旨は理由がないというほかはない。

控訴趣意第一点について。

論旨は、要するに、原裁判所が被告人らの行為を公職選挙法一三八条二項および 同法一三八条の二に違反するとしたのは、被告人らに対する予断、偏見に基づくも のであり、また、憲法の要請する裁判官の良心を否定し、公正な裁判をふみにじる

ものであつて、原判決は破棄を免れない、というのである。 そこで、一件記録を検討して考察するのに、原裁判所は、一九回におよぶ公判期 日を重ね、当事者双方の主張、立証を十分尽させたうえ判決をしているのであつ て、その審理の経過全般からみても、原裁判所において本件につき所論のような予 断あるいは偏見をいだいていたことを窺わせる形跡はない。もつとも、原裁判所は 被告人らの本件行為につき同法一三八条二項および同法一三八条の二を適用して被 告人らを有罪としているのであるから、結局被告人らおよび弁護人の主張は採用さ れなかつたわけであり、所論はこの点をとらえて原裁判所に予断、偏見があつたと 主張するもののごとくである。しかしながら、原判断が被告人らに不利益であった からといって、右裁判を目して直ちに予断ないし偏見をもつてなされたものと即断 しえないことはいうまでもないところで、のちにも述べるように、前記各条項の解 釈適用については政治活動の自由との関係において法律上問題の存することは所論 指摘のとおりであるけれども、それは要するに法解釈の問題にほかならないのであ つて、原判決の内容に徴してみても、原裁判所において被告人らが共産党員ないし 同調者であることなどに基づく政治的な予断ないし偏見をいだき、その所産として 右のような判決をするに至つたとの推測を可能ならしめる客観的事由はなんら見出 すことができない。したがつて、また、原裁判所が憲法が要請する裁判官の良心を 否定する不公正な裁判を行なつたと解する余地も存在しないのである。所論は弁護 人独自の推断に基づくものであつて、とうてい採用しえない。

控訴趣意第四点および各控訴趣意補充について。

論旨は、原判決は事実を誤認し、公職選挙法一三八条の二の解釈適用を誤つた違 法、さらに審法三一条に違反した違法がある、というのである。

〈要旨〉そこで、考えてみるのに、公職選挙法は、その一四章の三において、 の際において政党その他の政治団〈/要旨〉体の行なう政治活動について一定の規制を

しかしながら、さらに考えると、右のように一四章の三の規定の上では本来自由であるべき政治活動であつても、特殊の状況のもとに行なわれ、あるいは特殊の態様で行なわれる等なんらかの要素が付加されて、単なる政治活動の域を越えるととなれば、公職選挙法のいう選挙運動たる性質をも帯びるに至り、同法一三章の選挙運動の制限に関する規定の適用を受けることもありうると解しなければならない。けだし、政治活動であつてもそれが同時に選挙運動たる性質を帯びることは十分考えられるところであつて、もしその場合にこれを自由に放任するにおいては、政治活動の名のもとに同章の規定による諸種の選挙運動の制限を免れることができることになり、これらの規定の存在を無意味ならしめるからである。

そこで、以上述べたことを前提として本件で問題とされている署名運動についてみると、公職選挙法はその一三八条の二に署名運動禁止の規定を置いているのであるが、政党その他の政治団体が選挙期間中に政治活動の一つとして署名運動を行なっても、それ自体は禁止されていないこと同法一四章の三(本件の場合は二〇十条の六)の規定からみて明らかであり、かつ政治活動と選挙運動との関係につき前述したところよりすれば、政党等の政治活動としてなされた署名運動についても、それが前記法条による禁止の対象となるのは、単なる政治活動の程度を越えて選挙重動の性質を帯びるに至つた場合に限ると解すべきであり、右一三八条の二がその禁動の性質を帯びるに至つた場合に限ると解すべきであり、右一三八条の二がその禁止する署名運動を「選挙に関し、投票を得若しくは得しめない目的をもって」するものと限定して規定しているのもこの趣旨を明らかにしたものと解される。

次に、では署名運動はいかなるものが選挙運動たる性質をもつかについて考えて みなければならないわけであるが、およそ署名運動とは、一定の目的をもつて署名

しかしながら、さらに考えてみると、法が署名運動を禁止している趣旨はこれの みに尽きるものではないと解される。署名運動の本質は、右に述べたように署名と いう形式による各人の意思表示を収集するところにあるのであるが、同時に は、署名運動を主催する者がその内容をなす事項を熱心に推進していることを相手方(署名を求める相手方)に印象づける効果を伴うことも否定しがたいところである。たとえば、本件で問題となつている政党名の物価値上げ反対の署名運動につい ていえば、この署名運動自体が相手方に対し、その政党が物価値下げに熱意を有し 熱心にこれと取り組んで活動しているとの印象を与えることは確かだといわなけれ ぶつにこれて取り組んで活動しているとの印象を与えることは確かたといわなければならない。もつとも、それだけのことであれば、これは署名運動一般に共通のことであつて、それにより同党に対する支持者が増え、それが間接に同党所属の候補者の当選に有利に働くことがあつても、同じことは政党その他の政治団体の許された他の政治活動についてもいえることであるから、これをもつて直ちに同法一三八条の二の禁止する署名運動だとはいうことができないであるう。たとえば、駅前広 場その他の公共の場所においてこの種の署名運動が行なわれても、それは前述した 許された政治活動に属し、禁止さるべき筋合いのものではないと解される。しか 署名運動のもつ右の効果にかんがみると、これに他の要素が付加され結びつい た場合においては、特定の候補者に投票を得しめるための選挙運動たる性質を帯び やすいことも認めざるをえないところで、もしそれが右のようにして選挙運動たる性質を有するに至り、しかもこれを戸戸について行なうということになれば、それは同法一三八条二項が同条一項の戸別訪問に該当するものとみなしている政党そのは同法十三八条二項が同条一項の戸別訪問に該当するものとみなしている政党その 他の政治団体の名称を戸別に言いあるく以上の効果があるともいうことができる。 そして、右のように政党その他の政治団体の名称だけを戸別に言いあるく行為すら てして、石のように政兄での他の政府団体の石がたけを尸がに言いめるく行為すら 公職選挙法が禁止していることを考えると、本件のような署名運動が選挙運動の性 質を帯びる場合にこれを戸別に行なうことも、これを禁ずるのが同法の趣旨に合致 すると解すべきであり、換言すれば、同法一三八条の二が署名運動を禁止している 趣旨の中には、このように戸別訪問の禁止を免れることとなる場合をも考えて、こ の種の署名運動(これを第二の型の署名運動という。)をも禁止する趣旨をもあわ せ包含していると解するのが相当であつて、このことは、同条が新たに設けられた 際の国会における論議からよ窓われるところである。また、本件につきと生実判 際の国会における論議からも窺われるところである。また、本件につき上告審判決 が第一次控訴審判決を破棄した理由のうちに法令の解釈適用の誤りが挙げられてい るが、それはこの趣旨を暗に含むものとも解されないではないのである(なお、控 訴趣意補充の中には、戸別訪問禁止の規定の違憲をいう部分があるが、この規定が 違憲であると解されないことは、最高裁判所のしばしばの判例に示されているとおりであるから、この主張は採用しがたい。)。

ところで、いま、本件についてこれをみるのに、被告人らのした署名運動(ただし、後記無罪とすべき行為を除く。)は、単にL党名をもつて物価値上げ反対運動に賛同する旨の署名を集める形態のもので、これに署名する者をしてNに投票しなければならぬとの心理的拘束を与えるような性質のものであるとは認めがたいから、前記第一の型に属する署名運動であるとはいえない(現に、各署名者が証人として述べているところによつても、その署名をしたことによつて署名者がN候補に

投票しなければならないとの心理的拘束を受けたというような事実は認められない。)。しかしながら、本件の署名運動が署名を求める相手方である選挙人に対し L党が当面一般庶民にとつて関心の深い物価問題に熱意を有しこれと熱心に取り組 んで活動しているとの印象を与える作用を有するものであることはすでに指摘した ところから明らかであり、このことと、

(イ)当時参議院議員通常選挙に東京地方区でL党から立候補した候補者はN一人であり、その政見の中には右署名運動により賛同を求める項目と同旨のス補を別が掲げられていたのであるから、署名を求められた者がこれによつてN候補を連想するのは自然であり、なお、その際単に署名簿にL党の党名が印刷されていたの連想を一層強める作用をしたと考えられること(なお、一言すればよおの連想を一層強める作用をしたと考えられること(なお、一言対の趣旨のスローガンを関けていたことが認められる。しかし、右に述べた趣旨からに表するとして掲げていたことが認められる。しかし、右に述べた趣旨から、と見が物価問題に熱意を有することを印象づけることとの結びつきが重要とした。しかも同旨の事項を政見に掲げているかどうかは右の判断にとつてはない。)、

(ロ) この署名運動が行なわれたのは投票日である七月一日にきわめて接近した六月二六・二七・二八日のことで、署名を求めた相手方はすべて選挙権者またはその家族であるから、これらの者としてはこの運動と選挙とを結びつけて考えやすい状況にあつたと認められること、

い状況にあったと認められること、 (ハ) この戸別に署名を求めた際購入してもらう目的で携行し、現に一部の相手方には購入を求めた昭和三七年六月二三日付〇号外には第一面からほとんど全面的にN候補の写真、政見、これを推薦する趣旨の記事など同人の選挙に関する記事が掲載されていて、これを示された相手方としては、この号外と署名を求める行為とを関連させて、暗黙のうちにN候補への投票を依頼に来たと考える可能性もあり、そうでないとしても、この〇号外は署名運動をN候補に直接結びつける印象を与える作用を営むものであることは否定できないところで、このような号外を同時に販売する目的で携行したことは本件署名運動を単なる政治活動以上のものたらしめていると考えられること、

(二) 以上のことにあわせて、この署名運動が公開の場所で行なわれたのではなく、各戸の屋内でいわば一対一の関係で行なわれたもので、その行為が相手に与える前記のような印象は比較的強かつたと考えられること、

(ホ) 被告人らが本件の署名運動をするに至つた動機は、N候補の票読みをした際、今の状勢ではN候補の当選が楽観を許さないということから、同候補への票をふやすためであつたと認められることを総合して判断すると、この署名を求めた行為は、単なる政治活動の域を越えて、特定の候補者であるN候補への投票により強く結びつく選挙運動の性質を帯びるに至つたとみるのが相当で、このことは、その相手方の中に被告人らの行為が選挙に関係していると感じた者がかなりあつた事実からも裏づけられるところである。

実からも裏づけられるところである。 もつとも、右のようにその行為が選挙運動と解されるとはいつても、それはその 形態および効果においてかなり間接的なもので、その選挙運動性が濃厚な部類的に するものとはいえず、また、被告人らのこれに対する違法の意識の程度も比較的 かつたものと認められる。しかしながら、それにもかかわらずその行為が選挙運動 たる性質を有すると解される以上は、このような行為を戸別に行なつたことは、 たる性質を有すると解される以上は、このような行為を戸別に行なつたことは、 法一三八条一項の戸別訪問の禁止と同じ趣旨での前述の第二の型の署名運動にあた 法一三八条一項の戸別訪問の禁止と同じ趣旨での前述の第二の型の署名運動にあた をさればるをえず、また、その行為が選挙運動と認められることと前記(ホト) があるとな被告人らの本件署名運動の動機・目的げないから、被告人らのした 補に役票を得しめる目的があつたものと解するに妨げないから、被告人らのした本 神に役票を得しめる目的があつたのと解するに病判決の判断は要するにいといわ は要するに事実誤認、法令の適用の誤りがあるとする論旨は理由がないわ なければならない。

なお、所論は、被告人らの本件所為に同法一三八条の二を適用した原判決は憲法 三一条に違反するというのであるが、原判決は別に刑罰法規の拡張解釈ができると いう判断を示しているわけではなく、所論は要するに公職選挙法一三八条の二の構 成要件を不当に拡張解釈をした法令適用の誤りがあるというに帰するものであるか ら、右の点をとらえて審法三一条に違反するという論旨も理由がない。 控訴趣意

第三点および各控訴趣意補充について。 論旨は、原判決は事実を誤認し、公職選挙法一三八条二項の解釈適用を誤った違 法、さらに同条項の構成要件を無限に拡大適用して憲法三一条に違反した違法があ というのである。

公職選挙法一三八条二項は、 「いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動の ため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行なうことについて告知をする行為又 は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為」を 同条一項に規定する禁止行為すなわちいわゆる戸別訪問に該当するものとみなし これを禁止しているのであるが、この規定の適用にあたつても、その行為が政党その他の政治団体の政治活動としてなされたものであるからといつて当然これにあた らないとはいえないこと、およびそれが単なる政治活動の範囲内に止まる場合には これに該当するものではなく、それが選挙運動たる色彩・性質を帯びるに至つた場 合にはじめてその適用の対象となると解すべきことは、前の論旨に対する説明の中 で述べたのと全く同一であり、ことにこの規定ではその行為が「選挙運動のため」 すなわち選挙運動としてなされる必要のあることが明示されていることからみて、 そのことは一層明瞭である。

ところで、まず、右の規定がその所定の行為を禁止している法意を考えてみるの それは、その規定の位置およびその規定の体裁からみれば、そこに規定する行 為を同条一項のいわゆる戸別訪問に準ずる行為とみたものであることは明らかで、 要するにそれは、戸別に選挙運動としてその所定の告知もしくは言い歩きを行なう ことが、戸別訪問の場合と同様の弊害を伴うところから、これを禁止したものと解される(いわゆる戸別訪問の禁止が違憲といえないことは、前に述べたとおりである。)。それゆえ、この法意からすれば、その行為の形態が所論のように戸外から 一方的に呼びかける行為に限られるとはとうてい解することができず、通常の訪問 の形態によるものも当然そこに含まれるものとしなければならない。

次に、同項が規定する告知をしまたは言いあるく行為について考えてみると れらの行為が選挙運動として行なわれたのでなければならないことは前に述べたと おりであるが、その行為がはたして選挙運動たる性質を有するかどうかは、個々の行為につきその行為の内容、行為の行なわれた際の状況、これと合わせてなされた行為など諸般の事情を総合して判定せらるべきもので、あらかじめ一律にその行為の型を定めることはできないというべきである。所論は、この点に関し、「名称を 言いあるく」とは、行為者の具体的な働きかけとこれに影響された相手方の具体的 な投票行為とが結びつく程度に確然とした積極的なものでなければならないから、 単に訪問者が党名を言うだけでは足らず、「〇〇党に投票して下さい」という程度 に明瞭な形で行なわれなければならない、と主張する。しかしながら、もし所論の ように「投票して下さい」とまで言つたとすれば、それはむしろ本件の場合同条一 項の戸別訪問にあたるとも解されるのであつて、同条二項が党名を言う以外に右のような文言を言うことを必要としていないことは明らかであるから、右の所論は採用するわけにはいかず、また、その政党等の名称を言いあるく行為というのは、その名称のみを言いあるく場合に限らず、他の行為に付随して名称を言いあるく場合 をも含むと解されるから、署名運動等の別の行為を行なうにあたつてその主体を伝 えるために言つたからといつて、そのことから直ちにその行為が同条項にいう「名 称を言いあるく行為」にあたらないともいえない。要は、その行為が選挙運動とみられるかどうか、その点によつて決まるのである。

そこで、本件において被告人らが戸別にL党の名称を言いあるいたとされている 行為について考えてみるのに、それは党名だけを言いあるいたものではなく、原判 示署名運動を行なう際にその運動の主体を明らかにする意味で言つたものと認めら れる。ところで、右の署名運動は、前の論旨に対する判断の中で説明したように、 単なる政治活動の程度を越えた選挙運動の性質を有するものと認むべきであるが、 この署名運動とし党の名称を言つてあるいたこととの間に密接不可分の関係があつて一体をなしていることは前に述べたところから明らかであり、いいかえれば、この党の名を言いあるいた行為は本件の場合署名運動を含めた選挙運動行為の一環を なすものといわなければならないから、やはり選挙運動たる性質を有するというの ほかなく、これによつてみれば、被告人らの行為はまさしく「選挙運動のため、戸 別に、……政党……の名称を言いあるく行為」にも該当するといわざるをえない (ちなみに、同法一三八条の二の構成要件の中には政党等の名称を言いあるくこと は含まれておらず、政党名などを言いあるかないで同条違反の署名運動をすること も可能であるから、政党の名称を言いあるいた原判示所為は署名運動の罪の中には 吸収されず、一応別罪を構成するものと解される。)。そうであるとすると、被告 人らの党名を言いあるいた行為が同法一三八条二項に違反するとした原判断もまた 正当だといわなければならない。

なお、所論は、原判決は公職選挙法一三八条二項の構成要件を無限に拡大して適用したもので憲法三一条に違反する、というのであるが、この論旨の理由のないことはすでに控訴趣意第四点に対する判断の末尾において述べたところによつて明らかである。

控訴趣意第二点について。

論旨は、原判決は被告人らに対し公職選挙法一三八条二項、一三八条の二を適用しているが、本件では被告人らの内心の意思・意図が処罰の対象とされているといわざるをえないから、憲法一九条に違反し、外形的行為が違法でないのに処罰の対象となつた点で憲法二一条、三一条に違反し、被告人らが共産党員ないしは支持者であつたことからことさらに選挙運動をしたものとして問題にされているという点で審法一四条に違反する。というのである。

で審法一四条に違反する、というのである。 しかしながら、思うに、目的犯と呼ばれる犯罪において主観的要素である内心の 目的が行為を違法ならしめまたはその違法性を強度ならしめるものであることは認 めざるをえないところであるが、その場合でも主観的要素によつて違法となりまた は違法性の強められた外部的行為が行なわれることによつてはじめて行為者が処罰 されるのであつて、外部的行態にあらわれない内心の状態・思想そのものを処罰の 対象とするのとは全く場合を異にするのである。ことに、本件で問題となつている 公職選法一三八条二項および一三八条の二についていえば、すでに説明したよう に、その行為が選挙運動たる客観的性質を有することが行為自体および諸般の情況 上認められることを要するのであり、これが戸別に行なわれたという客観的事実と 結びついて違法とされるのであるから、決して単なる投票を得しめる目的などの内 心の意図だけによつてその行為が違法となるというようなものではない。それゆ え、これらの法条を適用したことが思想および良心の自由をおかすものでないこと は明らかであつて、憲法一九条に違反するとの論旨は理由がなく、また、外形的に 違法でない行為を処罰する点で憲法二一条、三一条に違反するとの論旨もその前提を欠くものといわざるをえない。なお、これらの規定がその性質上行為者の所属政党・支持政党のいかんにかかわらずこれに該当する事実があれば適用さるべきものであることはいうまでもなく、被告人らの本件所為に対し原判決がこれを適用した。 のも、その行為がこれに該当すると判断したからであつて、被告人らが共産党員な いし同党の同調者であつたためであるなどとはとうてい考えられないから、憲法一 四条違反の論旨もまた採用するによしない。

控訴趣意第五点について。

論旨は、原判決が訪問先をP、被訪問者をKとする事実(原判決添付の別紙一覧表その三の2)につき公職選挙法一三八条二項および同法一三八条の二を適用したのは、事実を誤認し、法令の適用を誤つたものである、というのである。

控訴趣意第六点について。

所論は、原判決の挙示するT、被告人C、同Dの検察官に対する各供述調書に任

意性、信憑性を欠き、原審証人U、同Tの各証言は信用性がないので、被告人A 同Bと被告人C、同Dらとの共謀を認定した原判決は事実を誤認し法令の適用を誤 つたものである、というのである。

そこで、一件記録および証拠物を検討し、当審における事実取調の結果を参酌し て考察してみるのに、右T、被告人C、同Dの検察官に対する各供述調書には格別 その供述の任意性を疑うべき事由も見出されず、また、これらの供述と他の証拠とを対比検討すれば、その信用性もまた十分これを認めることができる。そして、右各供述調書および各証言と原判決挙示の関係証拠とを合わせ考えれば、被告人B、 同Aが被告人C、同DおよびT、Uに対し原判示のようにそれぞれ述べて本件の署名運動をすることを求め、被告人C、同Dらもこれに応じてこれを行なうことを決 定したことを認定することができ、一件記録を検討し、なお当審における事実取調 の結果を参酌してみても、右の認定が誤認であることを疑わせるに足りるものは見 出せない。そうしてみると、原判決がこれによつて本件犯行の共謀が成立したとみ たのは正当であるから、この点につき事実誤認、法令の適用の誤があるとの論旨は 採用することができない。
控訴趣意第七点のうち量刑不当の主張について。

論旨は、被告人らに対する原判決の量刑はいずれも重過ぎて不当である、という

そこで、 一件記録および証拠物を検討し、当審における事実取調の結果を参酌し て諸般の情状を考察してみるのに、被告人らの本件所為はさきに詳述したように公 職選挙法上許された政治活動の範囲を越えた違法な選挙運動だとみざるをえないの であつて、その刑事責任は免れがたいところであるが、その行為はいわゆる買収事 犯のような実質的な害悪を伴う悪質な事犯とは全く類型を異にするいわゆる形式犯 に属するものであるばかりでなく、その行為の形態をみるのに、直接特定候補に対 する投票を依頼する戸別訪問などに比しその効果は接的であつて、選挙人に与えた 影響も弱く、要するに選挙運動としても比較的程度の弱いもので、選挙の自由・公 正に実質的な害悪を及ぼすというほどのものではなく、その違法性の程度は形式犯 としても比較的に低いものであるといえるし、被告人らの本件行為の違法性についての認識も薄かつたものと認められるのである。そして、これらのことと、被告人らはいずれもそれまでに選挙違反の前歴が全くないこと、その他被告人のために酌量すべき諸般の事情を合わせ考えると、被告人らに対する原判決の刑およびいずれ も五年間公民権を停止することとした原判決の量刑は重きに過ぎて不当であると判 断されるので、原判決はこの点において破棄を免れない。それゆえ論旨は理由があ る。

以上の次第で刑訴法三九七条一項、三八一条を適用して原判決を破棄し、同法四 ○○条但書に従い、さらに本件各被告事件について判決をする。

原判決の確定した事実(別紙一覧表その三の2の事実を除く)に法令を適用すると、被告人らの原判示各所為のうち戸別に政党名を言いあるいた点は包括して公職選挙法一三八条二項にあたるから同条一項に違反することとなり、刑法六〇条、公理等法十二十条 職選挙法二三九条三号に該当し、署名運動の点は包括して公職選挙法一三八条の に違反し刑法六〇条、公職選挙法二三九条四号に該当するが、右は一個の行為で二個の罪名にふれる場合であるから、刑法五四条一項前段・一〇条により一罪として 犯情の重い署名運動禁止違反の罪の刑で処断することとし、各被告人につき所定刑 中罰金刑を選択し、その罰金額の範囲内で被告人A、同Bをそれぞれ罰金五、〇〇〇円に、被告人C、同Dをそれぞれ罰金三、〇〇〇円に処し、この罰金不完納の場 合における労役場留置につき刑法一八条、公職選挙法二五二条一項の規定を適用し ないことにつき同条四項、原審および当審における訴訟費用の負担につき刑訴法一 八一条一項本文・一八二条をそれぞれ適用して、主文第三項から第五項までのとお り言い渡すこととする。

なお、本件公訴事実中原判決別紙一覧表その三の2に相当する部分については 前に説明したところから明らかなようにその犯罪の証明がないが、右は有罪とされたその余の事実と包括一罪をなすものと認められるから、主文において特に無罪の 言渡をしない。

(裁判長判事 中野次雄 判事 藤野英一 判事 粕谷俊治)